

第94回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3-(1)	第5回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 仮議題
3-(2)	第5回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 主な検討議題
4-(1)	第14回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題
4-(2)	第14回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討議題
5-(1)	第41回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 仮議題
5-(2)	第41回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 主な検討議題
6-(1)	第25回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題
6-(2)	第25回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 主な検討議題
7-(1)	第32回 一般原則部会 (CCGP) 議題
7-(2)	第32回 一般原則部会 (CCGP) 概要

資料 1

第94回コーデックス連絡協議会

日時：令和3年4月13日（火）

14:00～16:40

場所：ウェブ開催

議事次第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第5回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
- ・ 第14回 食品汚染物質部会 (CCCF)
- ・ 第41回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
- ・ 第25回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第32回 一般原則部会 (CCGP)

2. その他

資料2

コーデックス連絡協議会委員及び出欠

(敬称略 50音順)

委 員	出欠
天笠 啓祐 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員	出
有田 芳子 主婦連合会 会長	出
太田 裕見 一般社団法人 食物アレルギーフォーラム 理事長	出
鬼武 一夫 日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当	出
熊谷 日登美 日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授	出
小林 優 全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長	出
菅沼 修 国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長	出
脊黒 勝也 一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事	出
田中 弘之 東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長	出
鶴身 和彦 公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長	出
戸部 依子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS消費生活研究所 所長	出
廣田 浩子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ	出
山口 隆司 一般財団法人 食品産業センター 海外室次長	出
吉池 信男 青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授	出

資料 3-(1)

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第5回スパイス・料理用ハーブ部会**

日時：2021年4月20日（火）～22日（水）、
 26日（月）～27日（火）、29日（木）
 バーチャル会合形式にて実施

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	オレガノ
3.1	オレガノの規格原案（ステップ7）
4	乾燥根・根茎・球根
4.1	ショウガの規格原案（ステップ7）
5	乾燥花
5.1	クローブの規格原案（ステップ7）
5.2	サフランの規格原案（ステップ7）
6	乾燥葉
6.1	バジルの規格原案（ステップ7）
7	乾燥果実
7.1	トウガラシとパプリカの規格原案（ステップ4）
8	乾燥種子
8.1	ナツメグの規格原案（ステップ4）
9	新規作業提案
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

資料 3-(2)

FAO/WHO 合同食品規格計画 第5回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の主な検討議題

日時：2021年4月20日(火)、21日(水)、22日(木)、26日(月)、27日(火)、29日(木)
バーチャル会合形式にて実施

主要議題の検討内容

仮議題3. オレガノ

3.1 オレガノの規格案（ステップ7）

(経緯)

第1回会合（2014年）においてアルゼンチンが提案し、作業開始に合意、第37回総会（2014年）において承認された作業。

これまでに開催された会合において、当該規格の対象範囲について、新規提案の際に示されている *Origanum L.* のみの規格に限定する案も出されたが、*Origanum L.* 以外の *Lippia* 種等も「オレガノ」として流通している地域の社会上、環境上及び経済上に悪影響を与えるとして米国とメキシコを始めとする国々が懸念を示したため、部会は「オレガノ」として流通している製品を対象とする一つの規格を作成し、その中で貿易上の名称やそれぞれの性質で区別することになった。また製品の定義の項目について、「オレガノ」として流通している品種を追加するとともに、対象品種として記載されていない種であっても「オレガノ」の名称で一般に流通しているものであれば、当該規格は適用されると整理された。

前回（第4回）会合（2019年）において、規格原案について、総会にステップ5で採択を図ること、また製品の定義（対象となる品種の範囲）等未解決の問題は、トルコを議長国、共同議長国をメキシコとする電子作業部会（EWG）を設置し、引き続き再検討することに合意した。第42回総会（2019年）では、一部の国から懸念が示されたが、ステップ5で採択された。食品添加物条項については、第51回食品添加物部会（CCFA）において文言を修正し承認された。表示条項及び分析・サンプリング法条項については、それぞれ第45回食品表示部会（CCFL）及び第40回分析・サンプリング法部会（CCMAS）から再検討や条項の明確化が求められている。

COVID-19により昨年予定されていた部会は中止となったが、EWGは作業期間を延長し、EWGの非公式バーチャル会合を開催する等により、未解決の問題と再検討事項についてさらに検討を行った。今回会合では、EWGが検討した規格案について議論される。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ、EWGから提案されている規格案の内容を支持する方向で対処したい。

仮議題 4. 乾燥根・根茎・球根

4.1. ショウガの規格案（ステップ7）

(経緯)

インド及びナイジェリアにより提案された作業。第3回会合（2017年）において作業開始に合意（第40回総会（2017年）で承認）。

前回会合において、規格原案について、総会にステップ5で採択を諮ることに合意した（第42回総会（2019年）で採択）。なお、化学的特性の項目における酸化カルシウムと二酸化硫黄の上限値や漂白剤としての使用等の未解決の問題について、ナイジェリアを議長国とするEWGを設置し、引き続き検討することとなった。食品添加物条項、表示条項及び分析・サンプリング法条項については、それぞれ第51回食品添加物部会（CCFA）、第45回食品表示部会（CCFL）及び第40回分析・サンプリング法部会（CCMAS）から再検討や条項の明確化が求められている。

今回会合では、EWGが検討した規格案について議論される。なお、「カビによる汚染」の上限値についてはまだコンセンサスに達していない。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。なお、化学的特性の項目の二酸化硫黄の上限値や漂白剤としての使用について、前回会合において日本から提案した注釈「二酸化硫黄は検出されない」が引き続き維持されるよう対処したい。また、物理的特性について、衛生面を考慮し、粗挽き(ground)あるいは粉末状(powder)の製品における「生きた昆虫／昆虫の死骸」、「ほ乳類の排泄物」、「その他の排泄物」の混入の上限値は規格案どおり「0」を支持するとともに、両論併記されている「カビによる汚染」の上限値については、0%を支持することとした。

仮議題 5. 乾燥花

5.1 クローブの規格案（ステップ7）

ナイジェリアにより提案された作業。第3回会合（2017年）において作業開始に合意（第40回総会（2017年）で承認）。

前回会合においては、規格原案について、総会にステップ5で採択を諮ることに合意した（第42回総会（2019年）で採択）。なお、化学的特性の項目の「揮発油含量」の下限値や物理的特性の項目の「ほ乳類の排泄物」の上限値等は合意に至らず、ナイジェリアを議長国とするEWGを設置し、引き続き検討することとなった。食品添加物条項については、第51回CCFAにおいて文言を修正し承認された。表示条項及び分析・サンプリング法条項については、それぞれ第45回CCFL及び第40回CCMASから再検討や条項の明確化が求められている。

今回会合では、EWGが検討した規格案について議論される。なお、「ほ乳類の排泄物／その他の排泄物」の混入の上限値についてはまだコンセンサスに達していない。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。なお、物理的特性について、衛生面を考慮し、両論併記されている粗挽き(ground)の製品の「ほ乳類の排泄物／その他の排泄物」の混入の上限値は「0 (w/w) /particle/10g, (max)」を支持するとともに、「カビによる汚染」、「昆虫の死骸」、「異物」等の混入の上限値は、0 %を提案することとした。

5.2 サフランの規格案（ステップ7）

イランにより提案された作業。第3回会合（2017年）において作業開始に合意（第40回総会（2017年）で承認）。

前回会合では、規格原案について、総会にステップ5で採択を図ることに合意した（第42回総会（2019年）で採択）。なお、化学的特性及び物理的特性の項目の異物混入の上限値等について合意に至らず、イランを議長国とするEWGを設置し、引き続き検討することとなった。食品添加物条項については、第51回CCFAにおいて文言を修正し承認された。表示条項及び分析・サンプリング法条項については、それぞれ第45回CCFL及び第40回CCMASから再検討や条項の明確化が求められている。

今回会合では、EWGが検討した規格案について議論される。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。なお、物理的特性の項目の異物混入の上限値について、日本はEWGにおいて低い値の採用を支持しており、部会においても引き続き同様の方針で対応したい。

仮議題6. 乾燥葉

6.1 バジルの規格案（ステップ7）

(経緯)

エジプトにより提案された作業。第3回会合（2017年）において作業開始に合意（第40回総会（2017年）で承認）。

前回会合において、規格原案について、総会にステップ5で採択を諮ることに合意した（第42回総会（2019年）で採択）。なお、物理的特性の項目の異物混入の上限値等に関し合意が得られず、エジプトを議長国、スーダンを共同議長国とするEWGを設置し、引き続き検討することとなった。食品添加物条項については、第51回CCFAにおいて文言を修正し承認された。表示条項及び分析・サンプリング法条項については、それぞれ第45回CCFL及び第40回CCMASから再検討や条項の明確化が求められている。

今回会合では、EWGが検討した規格案について議論される。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。なお、物理的特性の項目について、バジルはタイム及びオレガノと同じ科に属し、製法も類似していることを考慮し、異物や虫に食害を受けた葉の混入上限等は、すでに採択されているタイムの規格（CXS 328-2017）や検討中のオレガノと同等の値になるよう対処したい。なお、粗挽き（ground）あるいは粉末状（powder）の製品では、オレガノの規格案と同等の「N/A」を提案することとした。

仮議題7. 乾燥果実

7.1 トウガラシとパプリカの規格原案（ステップ4）

（経緯）

第2回会合（2015年）において、インドからのトウガラシの規格策定提案とアルゼンチンからの乾燥パプリカの規格策定提案について、類似性が高いことから統合して一つの新規作業提案とすることに合意。第3回会合（2017年）において、作業開始に合意した（第40回総会（2017年）で承認）。

前回会合において、物理的、化学的特性等の適用値について合意が得られなかつたこと、Annex（物理的、化学的特性）の構成を再検討することとされたこと等から、規格原案をステップ2/3に差し戻し、インドを議長国とするEWGにおいて引き続き検討することとなった。

今回会合では、EWGが検討した規格原案について議論される。

（対処方針）

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。なお、化学的特性の項目の「スコヴィル値」と「カプサイシン含有量」はどちらも辛みの指標であり、重複するため、どちらかを満たせば良いとの注釈を記載することとし、総灰分、酸性不溶性灰分の上限値と辛みの指標については低い数値を、水分含量は衛生的な観点から少なくとも11%以下を、色彩値について、唐辛子はWholeの形状の製品と同様に粗挽き（ground）あるいは粉末状（powder）の製品も規定しない（N/A）ことを、パプリカはWhole製品と同様にできるだけ高い下限値を支持することとした。また、物理的特性について、両論もしくは三論併記されている「ほ乳類又はその他の排せつ物」等の混入の上限値は、それぞれ低い数値を支持することとした。

仮議題8. 乾燥種子

8.1 ナツメグの規格原案（ステップ4）

（経緯）

インドネシアからの提案。第3回会合（2017年）において、作業開始に合意した（第40回総会（2017年）で承認）。

前回会合においては、物理的特性及び化学的特性の規格の適用値について更なる議論が必要であるとして、規格原案をステップ2/3に差し戻し、インドネシアを議長国とするEWGを設置し、議論することとなった。今回会合では、EWGが検討した規格原案について議論さ

れる。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ、対処したい。なお、日本は、規格原案で示されている物理的特性の項目の異物混入等の上限値について、Whole 及び Broken の形状の製品はより低い数値を、粗挽き (ground) あるいは粉末状 (powder) の製品は現在の数値の採用を支持することとしたい。

仮議題 9. 新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト

適宜対処したい。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 14 回食品汚染物質部会 (CCCF)**

日時：2021 年 5 月 3 日（月）、4 日（火）、5 日（水）、6 日（木）、7 日（金）、13 日（木）
 バーチャル会合形式（Zoom）にて実施
 （本会合：5 月 3 日（月）～7 日（金）、報告書採択：5 月 13 日（木））

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議を含む) からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来及びその他自然発生する毒素	
5	総乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート中のカドミウムの最大基準値（ステップ 7）
6	総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート及びカカオパウダー（総乾燥カカオ固形分 100%）中のカドミウムの最大基準値（ステップ 4）
7	カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）
8	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）
9	食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 56-2004) の改訂（ステップ 4）
10(a)	特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの最大基準値（ステップ 4）
10(b)	特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのサンプリングプラン及び分析法の性能規準
11	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4 に留め置き）
12	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4 に留め置き）

討議文書	
13	魚類中のメチル水銀 ・追加魚種に関する最大基準値 ・サンプリングプラン ・その他のリスク管理に関する勧告
14	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のシアノ化水素酸及びかび毒汚染
15	キノア中のカドミウム及び鉛
16	平常時の飼料及び食品（飲料水含む）中の放射能
一般事項	
17	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
18	改訂が必要な既存のコーデックス規格及び関連文書を同定するためのアプローチ
19	CCCF の今後の作業計画 ・CCCF が将来検討すべき、主要食糧と汚染物質の組合せに関するレビュー ・CCCF が作成した実施規範の実行状況の評価に関する作業計画
20	JECFA による評価 ・JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト ・JECFA の評価の成果に対するフォローアップ作業
21	その他の議題及び今後の作業
22	次回会合の日程及び開催地
23	報告書の採択

(参考文書)

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値などの各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書 (CF/14 INF1) を日本がオランダと共同作成している。

第 14 回食品汚染物質部会 (CCCF) の主な検討議題

日時：2021 年 5 月 3 日（月）、4 日（火）、5 日（水）、6 日（木）、7 日（金）、13 日（木）
 バーチャル会合形式（Zoom）にて実施
 （本会合：5 月 3 日～7 日、報告書採択：13 日、各日 20:00～23:00（日本時間））

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。バーチャル会合形式の下で、会期中作業部会が設置される場合には、時差を考慮して各参加国が対応可能な時間帯に開催されるよう対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

コーデックス事務局から、第 42 回総会（2019 年）、第 43 回総会（2020 年）及びその他関連部会の本部会に関連する事項の報告及び情報提供が行われる。このうち、チョコレート、カカオ豆中のカドミウムに関する最大基準値（ML）及び実施規範（COP）に関するものは議題 5～7、シガテラ中毒に関するものは議題 3 及び議題 20、コーデックス規格の定期的なレビューに関連するものは議題 18、北アメリカ・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）からのスコポレチンのリスク評価の要請に関するものは議題 20 で検討される予定。

また、分析・サンプリング法部会（CCMAS）からの付託事項として、今次会合では以下の検討が行われる。

- (i) 分析及びサンプリング法に関する一般規格（CXS 234-1999）を、CCMAS の管轄下にある分析・サンプリング法の唯一の参考規格と認めること。
- (ii) 汚染物質の一般的な分析方法に関する規格（CXS 228-2001）の分析方法を、現在利用可能な他のより適切な方法、または性能規準のような他のより適切なアプローチによって、更新または置換することを視野に入れて見直すこと。
- (iii) (ii)で提起された見直しを実施する主導国を特定し、見直しの結果を第 15 回 CCCF（2022 年）に報告すること。

（対処方針）

コーデックス事務局からの報告事項とそれに関連する議題については対応する議題において適宜対処したい。

CCMAS からの要請による汚染物質の分析法のレビューについては、我が国も国内で使用されている分析法に関する情報提供や性能規準の策定に貢献することとしたい。

仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの

関心事項

(経緯)

JECFA 事務局から、本部会に関連する FAO 及び WHO の活動や作業の報告がある。予定されている報告事項は次のとおり。

- JECFA の第 89 回、第 90 回、第 91 回会合の報告及び第 92 回会合の予定
- トロパンアルカロイド類に関する FAO/WHO 特別専門家会合の報告
- シガテラ魚中毒に関する FAO/WHO 専門家会合の報告
- ダイオキシン及びダイオキシン様化合物に関する WHO の作業予定
- JECFA による科学的助言のための資金提供依頼
- 世界食品消費量データベース及びリスクアナリシスのためにデータを作成、使用するための加盟国の支援活動
- 食品中の化学物質のリスク評価方法に関する原則 (EHC 240) の更新
- 気候変動と食品安全に関する FAO 報告書の公表
- 食用昆虫の安全性に関する FAO 報告書の公表予定
- 二枚貝のモニタリングに関する FAO の作業
- 有害藻類の発生に関する早期警報システムの実行支援のための FAO の作業
- マイクロプラスチックに関する FAO 及び WHO の作業
- 海藻類の安全性（重金属、海産毒素等）に関する FAO 報告書の公表予定 (Codex におけるガイダンス文書作成の可能性にも言及)
- 海水淡水化プラントの水の海産毒素
- 食品安全に関する WHO 世界戦略の更新作業
- WHO の改革

(対処方針)

各報告事項を聴取し、本部会で新規作業提案などが行われる場合には、我が国への影響を評価して適切に対処したい。

仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

(対処方針)

現時点では資料未着である。国際機関からの報告に適宜対処したい。

仮議題 5. 総乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート中のカドミウムの最大基準値 (ステップ 7)

(経緯)

第 41 回総会（2018 年）において、総乾燥カカオ固形分が 70%以上のチョコレート中のカドミウムの ML として 0.9 mg/kg が、総乾燥カカオ固形分が 50%以上 70%未満のチョコレート中のカドミウムの ML として 0.8 mg/kg が採択済み。

第 42 回総会（2019 年）においては、総乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート中のカドミウムの ML を 0.3 mg/kg とする原案を議論。

ガーナをはじめとするアフリカの国々は、このカテゴリーのチョコレートは特に小児の消費量が高く、提案されている ML では十分に健康が保護されないため、より低い ML

の設定が好ましい、アフリカの生産国は ML 原案よりはるかに低い含有実態データを提出し、またアフリカの主要輸出国の生産量は世界のカカオ生産量の 75%を占めているのに、アフリカ諸国が達成可能な濃度より 15 倍も高い ML を設定することはアフリカ諸国の努力を台無しにするものとして、採択に強硬に反対した。EU、ノルウェー、スイスも第 13 回 CCCF (2019 年) と同様に特に小児の健康保護の観点でより低い ML とすべきとして留保。中南米地域の国々は、提案されている ML は、世界中の国々から入手可能なデータに基づいて設定されたもので、カドミウムに関する JECFA の評価に基づくものであり、十分な科学的根拠がある、小児を含めた消費者の健康に影響を及ぼさないレベルであるとして、採択を支持した。

議論が膠着状態になったため我が国の提案により非公式会合を開催し、再度本会合で議論した結果、総会は 0.3 mg/kg の ML 原案をステップ 5 で採択することに合意した。但し、次回 CCCF は本 ML 案の変更を正当化する新たな追加情報が得られなければ次回総会に本 ML 案の採択を諮ること、そして総会は更なる議論なく採択することになった。この決定に、ベニン、EU、ナイジェリア、ノルウェー、スイスが留保した。

なお、第 13 回 CCCF で本議題について検討するため実態データを募集した結果、第 77 回 JECFA (2013 年) がチョコレート及びカカオ製品由来のカドミウムの暴露評価を行った際よりも広範囲な地域からデータが提出され、カドミウムの平均濃度も高かった。このため、JECFA 事務局の判断により、第 91 回 JECFA (2021 年) においてカドミウムの暴露の再評価が行われた。評価の概要報告書が公表されており、食事由来のカドミウム暴露におけるカカオ製品の寄与は、カカオ製品の消費量が多い地域、国においても小さい(0.1%~9.4%)こと、チョコレート及びカカオパウダーの ML 案を設定した場合、ある地域からの製品は相当な違反率（最大 30%）になる一方で、食事由来のカドミウム暴露削減に及ぼす影響は小さい（範囲は 0.0%~2.4%、平均で 0.7%）ことが示された。

(対処方針)

最新のデータに基づく第 91 回 JECFA の評価でも、チョコレートに由来するカドミウムの経口暴露に占める寄与や ML 設定による暴露削減の効果は、チョコレートの消費量が多い地域であっても小さい（その一方で ML 案によっては相当な違反率となる）とされていることを踏まえ、ML の設定に当たっては、ALARA の原則（食品中の汚染物質を“無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき (as low as reasonably achievable)” という考え方）に従い、適切な水準の ML 設定が検討されるべきとの立場で対処したい。

仮議題 6. 総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート及びカカオパウダー（総乾燥カカオ固形分 100%）のカドミウムの最大基準値（ステップ 4）

(経緯)

(仮議題 5 も参照)

エクアドルを議長、ガーナを共同議長とする電子作業部会 (EWG) から、実態調査データに基づく ML 原案と既に採択されているチョコレートの ML に基づく総乾燥カカオ固形分に比例した ML 原案の 2 通りの原案が下表のとおり提案されている。

また、ココアパウダーの実態調査データの 80%以上がカカオ含量が不明であるか、又はココアパウダーが中間製品なのか最終製品なのかが明記されていなかったため、提出

データを全て ML 原案の設定に利用できるようカテゴリーの名称変更が提案されている。

なお、第 13 回会合では、今次会合でこれらのカテゴリーの最終合意に至らない場合には、カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（議題 7）が採択、実行されるまで作業を中断するとされている。

食品名	シナリオ案	ML (mg/kg)	注釈
総乾燥カカオ 固形分が 30% 以上 50%未満 のチョコレート	案 1：実態調査データに基づく ML 原案	0.6-0.7	スイートチョコレート、ジヤント、ウーヤチョコレート、セミターテーブルチョコレート、バーミセリチョコレート、チョコレートフレーク、ビターテーブルチョコレート、クーベルチョコレートを含む。
	案 2：総乾燥カカオ固形分に比例した ML 原案	0.5-0.6	スイートチョコレート、ジヤント、ウーヤチョコレート、セミターテーブルチョコレート、バーミセリチョコレート、チョコレートフレーク、ビターテーブルチョコレート、クーベルチョコレートを含む。
直接消費用の ココアパウダー（総 乾燥カカオ固 形分 100%）	案 1：実態調査データに基づく ML 原案	2.0-3.0	最終消費用に販売される製品に適用
	案 2：総乾燥カカオ固形分に比例した ML 原案	1.3-1.5	最終消費用に販売される製品に適用

（対処方針）

仮議題 5 と同じ立場で対処したい。

仮議題 7. カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）

（経緯）

第 13 回 CCCF で新規作業に合意し、第 42 回総会で承認され、ペルーを議長、エクアドル、ガーナを共同議長とする EWG が原案を作成。原案では、栽植の際の留意事項、土壌の管理方法や土壌からの吸収抑制対策、収穫後の発酵時の低減対策、輸送時の管理方法などが規定されている。

（対処方針）

我が国においてはカカオ豆の生産技術に関する知見は乏しいものの、原案には実験段階の対策や効果が立証されていない対策も含まれていることから、汚染の防止、低減効果が実証されている対策や技術に内容を限定し、本規範がカカオ豆の生産国における実質的なカドミウム濃度の低下に繋がるものになるよう提案したい。

仮議題 8. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）

（経緯）

第 13 回 CCCF において、鉛の ML が設定されていない品目のうち、ML 設定の優先度が高い品目として、卵及び卵加工品、芳香性ハーブ及びスパイス類、乳幼児用食品（既に ML 設定済みの品目を除く）、砂糖・菓子類（カカオ製品を除く）を特定し、第 42 回総会において、ML 設定の新規作業が承認されたもの。

ブラジルを議長国とする EWG から、以下の点を考慮して、下表の ML 原案を検討するよう要請されている。

- 現在適用されている 5%という既に合意された違反率以外に、品目や汚染物質の種類によって異なる違反率を設定すべきかどうか。
- 乾燥したスパイスや料理用ハーブに ML を設定すべきか、それとも生鮮品に濃縮係数を使用し、生鮮品には葉物野菜の鉛と同じ ML をあてるか。
- 乾燥した根茎、球根、根を原料とする全てのスパイス類に対して 2.0 mg/kg の ML を設定すべきかどうか。
- 卵加工品の実態データが不足していることや、preserved eggs の定義が統一されていないことを考慮し、卵のみに ML を設定する。
- 乳幼児用穀類加工品について、「そのままの状態」又は「消費される状態」で ML を設定する。
- 乳幼児用ハーブティーの鉛の ML を設定するか、茶やハーブティー（固形、乾燥）の鉛の ML を設定するか。

卵及び卵製品

品目	ML (mg/kg)	想定される違反率
卵	0.1	0.3%

料理用ハーブ及びスパイス

品目	ML (mg/kg)	想定される違反率
料理用ハーブ（生鮮）	葉菜類の ML 適用	不明
料理用ハーブ（乾燥又はミックスハーブ）	2.0	1.7%
乾燥した球根、根茎、根のスパイス	2.0	5.7%
樹皮	2.0	4.7%
乾燥した果実及びベリー類のスパイス	0.6	4.4%
乾燥した種子のスパイス	0.6	3.0%
乾燥した花部のスパイス	0.7	3.5%

砂糖類及び砂糖類を原料とする飴菓子

品目	ML (mg/kg)	想定される違反率
白砂糖及び精製糖	0.1	1.1%
粗糖及びブラウンシュガー	0.2	不明
シロップ及び糖蜜	0.1	3.6%
はちみつ	0.1 or 0.05	1.4% or 4.2%
砂糖を原料とする飴菓子（ハードキャンディ、ソフトキャンディ、グミ・ゼリー、キャンディパウダー、マシュマロ）	0.2	1.1%

乳幼児用食品

品目	ML (mg/kg)	想定される違反率
穀類加工品（消費される形態）	0.04	4.7%
調理済み食品	0.03	2.8%
ハーブティー	0.6	4.3%
乳幼児用果実飲料	0.03※	2.2%

※食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) (CXS193-1995)

に収載されている「果実飲料」を「果実飲料、乳幼児用向けを含む」と名称変更し、既存の果実飲料の ML を適用する。

(対処方針)

食品中の鉛の ML の新規設定については、前回会合までに終了した GSCTFF に収載された鉛の ML の改定の作業と整合性をとり、最新の実態調査データと ALARA の原則に基づいて、消費者の健康保護と食品の安定供給のバランスをとり、適切な水準に設定されるべきとの方針で対処したい。

仮議題 9. 食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 56-2004) の改訂 (ステップ 4)

(経緯)

第 13 回 CCCF で新規作業に合意し、第 42 回総会で承認され、米国を議長、英国、日本を共同議長とする EWG が新たに利用可能となった科学的なデータに基づいて改訂原案を策定。新たな汚染防止及び低減に関する事項として、土壌の pH 矯正、養殖魚の汚染源からの保護、飲料のろ過助剤の品質確保、鉛弾の破片を含む狩猟肉の切除や廃棄などが追加された。EWGにおいてはほぼ議論が尽くされたとして、EWG からステップ 5/8 での採択が提案されている。

また、ろ過助剤に関する事項として、珪藻土及び活性炭について鉛の規格のレビュー、並びにベントナイトについて利用可能なデータが鉛の規格策定を支持するかどうか判断するための評価を JECFA に依頼するよう CCFA に対して要請することが提案されている。

(対処方針)

我が国は共同議長として、関連情報収集を行い、改訂草案の策定に貢献した。改訂原案を支持するとともにステップ 5/8 で総会に諮ることが合意されるよう対処したい。また、CCFA に対する要請についても、ろ過助剤の品質及び安全の確保に必要な事項であるため、支持することとしたい。

仮議題 10(a). 特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンの最大基準値（ステップ 4）

(経緯)

第 7 回 CCCF (2013 年) から穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML 設定について議論の中断を挟みつつ継続中。第 13 回 CCCF において、加工向けのトウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米及び精米、乳幼児用穀類加工品、ソルガムについての ML 設定を新規作業とすることに合意し、第 42 回総会において承認された。

ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG から下表のとおり 2 通りの ML 原案が提案されており、以下の事項について併せて検討することが要請されている。

- 採用する違反率は、穀粒と加工製品で同じであるべきか。（穀粒は飼料など別の仕

向けがあるかもしれない)。品目や汚染物質の違いを考慮した場合、より適切な違反率は何か。

- b. 部会で統一された手順がないため、外れ値はどのように処理すべきか。
- c. トウモロコシについて利用可能なデータは販売されているものに関するものであり、そのトウモロコシが飼料用ではなく食用のみを目的としているという保証はないため、トウモロコシの実態調査データはどのように評価すべきか。
- d. 本文書で提案されている ML に対応した室間共同試験で妥当性が確認された利用可能な定量分析法はあるか。
- e. CCCF は、JECFA に対し、本文書で提案された ML を考慮した暴露評価の実施を要請すべきか。
- f. CCCF は今次会合でどの ML のステップを進めることができると考えるか。

品目	提案1 : ML ($\mu\text{g}/\text{kg}$) (括弧内は違反率)	提案2 : ML ($\mu\text{g}/\text{kg}$) (括弧内は違反率)
加工向けのトウモロコシ穀粒 ab	20 (4.5%)	15 (5.4%)
トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク	15 (1.1%)	10 (1.5%)
玄米	20 (2.1%)	15 (2.7%)
精米	8 (0.4%)	4 (1.2%)
加工向けソルガム穀粒 a	10 (2.0%)	8 (2.7%)
乳幼児用穀類加工品 c	2 (0.2%)	1 (7.9%)

a 「加工向け」とは、食品原料としての使用、または食用としての加工、提供の前にアフラトキシン濃度を低減することが証明されている追加の処理、加工に仕向けられるものを意味する。

b 飼料向けのトウモロコシには適用しない。

c 乳児（12ヶ月まで）及び幼児（12～36ヶ月）向けの全ての穀類加工品

(対処方針)

国産農産物については、収穫物を衛生的に取り扱うとともに、乾燥・調製、保管においても適切な水分含量、温湿度で管理することで、アフラトキシン汚染がほとんどないことを確認している。我が国では輸入食品を含めてすべての食品が $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ を超えないよう管理されており、この規制値の下で食料の安定供給上の問題は生じていないこと、アフラトキシンの暴露はできるだけ小さくする必要があること、ML が検討されている品目は多くの国や地域で主食であることから、「加工向け」の穀粒を除いては、ALARA の原則に基づいて適切な ML となるよう対処したい。また、「加工向け」の穀粒については、さらなるアフラトキシンの低減が見込まれ、さらに穀粒とは別に加工品の ML がより低い値に設定されるのであれば、より低い違反率に基づくやや高い値（例えば $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ を超える値）の ML を許容できるとの立場で対処したい。

仮議題 10(b). 特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのサンプリングプラン及び分析法の性能規準

(経緯)

議題 10(a)で検討されている品目及び ML の組合せに応じたサンプリングプラン及び分析法の性能規準が検討される。議題 10(a)と同じ EWG において検討されている。

(対処方針)

アフラトキシンについては偏在性が大きいことが知られており、サンプリングプランが検査結果に影響を与えるため、科学的な根拠に基づく議論が行われるよう対処したい。

仮議題 11. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4 に留め置き）

(経緯)

第 12 回 CCCF（2018 年）において、落花生中のアフラトキシン汚染の防止低減に関する実施規範（CXC 55-2004）を実行し、3 年後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 75 回執行委員会（2018 年）において最終採択に向けての取組を加速化するよう本部会は要請されており、今次会合では第 15 回 CCCF（2022 年）での検討に向けて EWG の再設置が検討される。

(対処方針)

消費者の健康保護のために重要な作業であり、EWG の再設置を支持するとともに、EWG が設置された場合には我が国からも最新の実態調査データを提出するなど、議論に貢献したい。

仮議題 12. ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A の最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4 に留め置き）

(経緯)

第 12 回 CCCF（2018 年）にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を実行し、3 年後に新たな収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。議題 11 に関して第 75 回執行委員会（2018 年）のクリティカルレビューにおいて作業を加速化するよう要請されたことを受けて、本議題についても同様に、今次会合で第 15 回 CCCF（2022 年）での検討に向けて EWG の再設置が検討される。

(対処方針)

スパイス類の消費量は穀類などと比較して大きくはないものの、我が国の輸入検疫においても、しばしばアフラトキシン類の汚染が認められることが知られている。消費者の健康保護のために重要な作業であり、EWG の再設置と作業の再開を支持することしたい。

仮議題 13. 魚類中のメチル水銀に関する討議文書

- ・追加魚種への最大基準値の設定
- ・サンプリングプラン

・その他のリスク管理に関する勧告

(経緯)

第41回総会（2018年）において、マグロ類、キンメダイ、マカジキ類、サメ類についてメチル水銀のMLを採択。

本議題では、「メチル水銀のML設定が必要な魚種の特定」、「魚類中のメチル水銀に関するサンプリングプラン」、「その他リスク管理に関する勧告」についての議論が行われる。

EWG（議長：ニュージーランド、共同議長：カナダ）から、ML設定の新規作業の対象とする魚種について、オレンジラフィー、マジエランアイナメ、キングクリップの3魚種を対象とし、その他の魚種についてのML設定の検討は中止すること、サンプリングプランの案、魚類中のメチル水銀の管理に関するガイダンス策定の検討、これらについて検討するEWGの再設置が提案されている。

(対処方針)

GSCTFFのML設定の規準に則り、ML設定魚種の選定は、メチル水銀濃度に加え貿易量も勘案すべきとして対処したい。また、サンプリングプランに関しては実行可能性を留意しつつ、適宜対処したい。その他リスク管理に関する勧告についてはどのようなものを想定しているか不明であるため、その他の作業の負担も踏まえ、適宜対処したい。

仮議題 14. キャッサバ及びキャッサバ加工品中のシアン化水素酸及びかび毒汚染に関する討議文書

(経緯)

アフリカ調整部会からの付託事項として、キャッサバ加工品中のシアン化水素酸及びかび毒のMLの必要性等について議論。ナイジェリアを議長、ガーナを共同議長とするEWGから、キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒についてはCOPの策定に関する新規作業、シアン化水素酸についてはMLの必要性の検討のためにさらなるデータ収集などが提案されている。

(対処方針)

我が国においてはキャッサバ、キャッサバ加工品に関する知見やデータがないものの、キャッサバを主食とする国の食品の安全性の向上のために、科学データに基づく議論が行われるよう対処したい。

仮議題 15. キノア中の鉛及びカドミウムに関する討議文書

(経緯)

第40回総会（2017年）におけるキノアの食品規格の採択の際の要請を受けて、現在のGSCTFFに収載されている穀類中の鉛及びカドミウムのMLではキノアを除くとされているところ、キノアに適用拡大（外挿）が可能かどうかを検討するもの。討議文書では、コーデックス事務局から、過去のCCFAC及びCCCFの議論の経緯を溯った結果、キノアなどの擬穀類を穀類の汚染物質のMLから除外する合理的な理由は見いだせなかつたと報告されている。また、JECFA事務局からキノア中の鉛及びカドミウムの

データ募集の結果から、ML を設定した場合の暴露削減効果や貿易に及ぼす影響の試算が報告されている。

その上で、以下の事項を検討することが要請されている。

- a) キノアにカドミウム及び鉛の ML を設定する必要があるか。
- b) 穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するため、又は、キノアに個別の ML を策定するための十分な証拠があるか、個別の ML 策定に賛成の場合、JECFA 事務局から提案されている ML 案のうちどの値が適当か。
- c) ML の適用拡大や個別の ML 策定について次回会合で検討するためにさらなる証拠の収集が必要か。
- d) 本討議文書の内容について、その他の意見はあるか。

(対処方針)

本討議文書では JECFA 事務局からキノアに由来するカドミウムや鉛の暴露は小さく、ML 策定による暴露削減効果は小さいとされており、ML 策定の作業の優先度は高くはない。一方で、キノアの生産、消費が世界的に増加傾向にあるのは事実であり、ML の策定を求める意見については反対しないとの立場で対処したい。

仮議題 16. 平常時の飼料及び食品（飲料水含む）中の放射能に関する討議文書

(経緯)

緊急時ではない、平常時の食品、飲料水、飼料中の放射能、放射性物質のリスク管理に関して、討議するもの。現時点では資料が未着である。

(対処方針)

共同議長国として、IAEA が求める平常時の食品・飼料中の放射性物質に関する情報が取りまとめられるよう対処したい。

仮議題 17. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関する一般ガイドライン

(経緯)

ML の策定作業を行う EWG に向けて、データの作成、収集、解析等に関するガイドラインを作成するもの。EWG（議長：EU、共同議長：米国、オランダ、日本）が開催されておらず、資料も未着である。

(対処方針)

EWG が開催されておらず、本会合での討議はできないとの立場で対処したい。EU が議長の遂行が難しい場合、他の共同議長と連携し、次回会合に向けて討議文書を作成するよう対処したい。

仮議題 18. 改訂が必要な既存のコーデックス規格及び関連文書を同定するためのアプローチの実践

(経緯)

本部会では、既存の汚染物質に関する ML や COP 等について、新しい情報・データが得られた場合に随時改定（改訂）してきたが、改定（改訂）の要否を判断する規準は必ずしも明確ではなかった。そこで、第 13 回 CCCF（2019 年）において、カナダを議長、日本及び米国を共同議長とする EWG を設置し、改定（改訂）が必要な COP 及び ML 等を同定する体系的アプローチの検討に関する討議文書を作成することを合意。

今次会合では、以下のアプローチを 3 年間試行してその結果を検証することについて、議論する予定である。

- 既存の ML 及び COP 等のうち、以下①及び②に該当するものの追跡リストを作成すること※
 - ① 策定または直近の改定（改訂）から 15 年以上及び 25 年以上が経過
 - ② 特定の時期に改訂することが、過去の総会や部会で合意又は加盟国により提案
- 上記リストに掲載した ML 及び COP 等について、下表の優先順位付けの規準に該当する情報・データの入手状況を考慮して、改定（改訂）が必要なものを同定すること

共通の規準	ML に関する追加の規準	COP に関する追加の規準
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな含有実態データ ・新たな経口摂取量データ ・新たな健康影響に関する指標値 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別食品規格の対象範囲の改訂 ・食品及び飼料に関するコードデックス分類（CXA4-1989）の改訂 ・ML による国際貿易の阻害 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染防止・低減に関する新たな技術 ・既存の COP の対象範囲の拡大 ・類似の COP の改訂

※ 我が国は、オランダと共同で、汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の ML などの各種情報を収載した作業文書（CF/14 INF1）を毎年作成。この文書も、追跡リスト作成にあたり参照できることも討議文書に記載。

また、上記アプローチの試行に合意した場合、事務局が各国に回付文書により追跡リスト及び優先順位付けの規準に該当する情報・データを募集し、その結果をもとに、第 15 回 CCCF において会期中作業部会を設置し、議論することが提案されている。

(対処方針)

さらなる食品の安全性の向上や消費者の健康保護のため、既存の ML や COP について、最新の科学的知見に基づき見直すことは重要であり、CCCF が優先度をつけて見直す枠組みを実現できれば、CCCF 全体の作業の効率化にも資する。そのため、提示されたアプローチを支持するとともに、その試行にあたり、EWG の共同議長の経験に基づき、引き続き貢献できるよう対処したい。

その際、策定又は直近の改訂からの経過年数は、改訂の是非を考慮する一つの目安にはなるが、実際に改訂が可能かどうかは新しい情報・データの入手状況に依存することから、実行可能性や柔軟性を確保しつつ運用すべきとの立場で対処したい。

仮議題 19. CCCF の今後の作業計画

- ・ CCCF が今後作業する主要食糧と汚染物質の組合せに関するレビュー
- ・ CCCF が作成した実施規範の実行状況の評価に関する作業計画

(経緯)

これらについては、今後の作業計画を議論するため、ホスト国、コーデックス事務局、JECFA 事務局が討議文書を作成することになっている。現時点では資料が未着である。

(対処方針)

本部会全体の作業負荷も考慮した上で、食品の安全確保と公正な貿易の確保の観点から、優先度に応じた作業計画が策定されるよう対処したい。

仮議題 20. JECFA による評価

- ・ JECFA による評価のための汚染物質及び自然毒の優先リスト
- ・ JECFA の評価結果に対するフォローアップ作業

(経緯)

優先リストには、ヒ素（非発がん影響評価）、麦角アルカロイド類、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、トリコテセン類（暴露評価）、スコポレチンが収載されているが、第 90 回 JECFA でトリコテセン類、第 91 回 JECFA で麦角アルカロイド類の評価が終了したため、これらはリストから削除される見込みである。今次会合では時間の制約上、前回会合で開催に合意した会期中作業部会を開催しないことが事前に報告されており、事務局から優先リストについては以下の事項について検討することが要請されている。

- a) 第 15 回 CCNASWP からの優先評価リストにスコポレチンを維持することの必要性についての返答（議題 2）を確認し、次回会合でスコポレチンの毒性学的レビューに関する情報に基づいて検討することに合意すること。
- b) 改訂した優先評価リストを承認すること。
- c) 優先評価リストに関するコメントを引き続き募集することに合意すること。
- d) 次回会合では、会期中作業部会を招集することに合意すること。

また、JECFA 等の専門家会合の評価が終了した、シガテラ毒素、ピロリジジンアルカロイド類、トリコテセン類、トロパンアルカロイド類、カドミウム、麦角アルカロイド類のフォローアップに関して、事務局から以下の事項について検討することが要請されている。

- (i) JECFA の評価及び FAO/WHO の臨時専門家会合の成果を受けて、リスク管理措置を策定すべきかどうかを決定するためのデータ、情報の利用可能性を評価するため、討議文書の作成を検討すること。また、次回会合で何が最も適切な利用可能なリスク管理措置かを検討すること。
- (ii) 将来の会合において JECFA の第 90 回、第 91 回会合の報告書及びモノグラフが利用可能となった際に、JECFA の評価結果を再検討すること。

(対処方針)

麦角アルカロイド類については、第 91 回 JECFA の評価概要において、推定暴露量が健康に関する指標値（HBGV）を超えており、健康への懸念があるとの評価である。実施規範については 2016 年に改訂済みであるため、現行の穀類の食品規格における麦角菌核の混入上限値の改訂や穀類中の ML の策定など、麦角アルカロイド類の暴露低減の

ための追加措置の実行可能性を検討するための討議文書作成が提案される場合には、我が国としても支持することとしたい。

仮議題 21. その他の議題及び今後の作業

事務局から今次会合では議論しないことが予めアナウンスされている。

(以下、省略)

仮議題 22. 次回会合の日程及び開催地

仮議題 23. 報告書の採択

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 41 回分析・サンプリング法部会**

日時：2021 年 5 月 17 日（月）～5 月 21 日（金）、25 日（火）
バーチャル会合形式にて実施

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析法条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4. 1	乳製品の分析法の点検・更新
4. 2	油脂の分析法の点検・更新
4. 3	穀類・豆類の分析法の点検・更新
5	測定の不確かさのガイドラインの改定
6	情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン
7	サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定
8	複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための規準
9	分析法に関する国際機関間会合の報告
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第41回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題

日時：2021年5月17日（月）～5月21日（金）、25日（火）
バーチャル会合形式にて実施

主要議題の検討内容

仮議題2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

A. 総会等からの全般的決定事項

第42回総会において、測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）の改定原案がステップ5で採択されたこと、第40回CCMASで承認された分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999、以下「CXS 234」という。）の分析条項が採択されたこと等が報告される予定である。

第43回総会において、COVID-19のパンデミックによる部会のさらなる延期は出来ないので、例外措置として手続きマニュアルの関連箇所を解釈するとともに、ホスト国及びコーデックス事務局の同意のもと FAO/WHO が決定した場合、2021年はウェブ会議形式で部会を開催することが合意されたこと、が報告される予定である。また、CCMASが現在実施している CXS 234 の点検・更新に関連した議論への対応として、第51回食品衛生部会（CCFH）において、以下が合意された旨が報告される予定である。

- ・CXS 234 を分析法に関する単一の参考規格とするために、分析法が含まれる CCFH 関連文書のリンクの提供をコーデックス事務局に要請する。
- ・照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）の CXS 234 への移行にあたり、ブラジルが CXS 231 で定められている分析法について、目的への適合性及び性能規準への移行の可能性を判断するためのレビューを行い、第52回CCFHで検討する。

B. その他部会からの付託事項

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）、加工果実・野菜部会（CCPFV）、アジア地域調整部会（CCASIA）で検討された分析法やサンプリングプランについてCCMASの検討・承認が求められており、仮議題3で議論される予定である。

仮議題3：コーデックス規格中の分析法条項及びサンプリングプランの承認

個別の食品規格等に含めることが目的とされる分析・サンプリング法について、他のコーデックス部会の提案と依頼に応じて検討・承認を行うことがCCMASへの付託事項（Terms of Reference; TOR）の1つに定められている。CCMASは、手続きマニュアルに定める分析法の選定規準に従い、個別食品部会等から提案された分析・サンプリング法が適切かを検討し、承認の可否を判断する。情報収集に努め、我が国における検査等への影響も踏まえ、科学的に妥当な分析・サンプリング法が承認されるように対処したい。

本次部会では、以下の食品規格の条項となる分析法の検討・承認が求められている。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）関係

- ・乳児用調整乳及び特殊医療用乳児用調製乳の規格（**CXS 72-1981**）

チアミン、リボフラビン、ナイアシン、ビタミンB₆、コリン、カルニチン、フルクトン、β-カロテン、リコピン、ビオチンの分析法

加工果実・野菜部会（CCPFV）

- ・ミックス果実缶詰の一般規格

サンプリングプラン

- ・ドライフルーツの一般規格

水分の分析法（AOAC 934.06）、不良品の同定法（AOAC 972.20）及びサンプリングプラン

- ・コチュジャンの規格

カプサイシン、粗タンパク質、水分の分析法及びサンプリングプラン

- ・チリソースの規格

pHの分析法、容器の充填法及びサンプリングプラン

- ・マンゴーチャツネの規格（**CXS 160-1987**）

サンプリングプラン

アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）関係

- ・乾燥肉の規格案

水分、粗脂肪、粗タンパク質、塩分、灰分、水分活性の分析法

北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）関係

- ・発酵させたノニ果実飲料の地域規格案

糖度、pH、エタノールの分析法、スコポレチン、デアセチルアスペルロシド酸の同定法

- ・カヴァの飲料製品の地域規格

カヴァの品種、水分、フラボカビンの分析法

近東地域調整部会（CCNE）関係

- ・混合ザアタルの地域規格案

塩化ナトリウム、水分、酸不溶性灰分の分析法、異物、昆虫（全体・一部）、動物等のフン、カビによる被害の検査法

(対処方針)

手続きマニュアルに従い、分析法が特定可能な明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるように対処したい。

マンゴーチャツネの規格及びミックス果実缶詰の一般規格については、基準値が設定されている汚染物質の分析法の検討が必要であると考えられるため、目的に適合した分析法が設定されるように対処したい。

仮議題 4：分析・サンプリング法規格（CXS 234）の点検・更新

仮議題 4.1：乳製品の分析法の点検・更新

(経緯)

第 38 回 CCMAS で、分析・サンプリング法規格（CXS234）の点検・更新について、作業可能なパッケージごとに作業を行っていくことに合意したことを契機として、点検作業が続いているもの。

第 41 回 CCMAS では、電子作業部会（Electronic Working Groups; EWG、議長国：米国、共同議長国：ニュージーランド）が点検した結果について議論される予定である。例えば、以下のような点が議論される見込みである。

- ・ 現行 CXS 234 では、鉄の分析法が対象とする品目名が「乳製品」とされているが、実際にあるコーデックス規格は、より具体的な、乳脂肪製品の規格（CXS 280-1973）やカゼイン製品（CXS 290-1995）の規格なので、品目名を既存規格に整合させるとともに、分析法の性能規準を規定すること。
- ・ 乳脂肪中の過酸化物価の分析法について、AOAC 965.33 を廃止し、ISO 27205 | IDF 74 に置き換えること。

(対処方針)

手続きマニュアルに従い、分析法が特定可能な明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるよう対処したい。

仮議題 4.2：油脂の分析法の点検・更新

第 40 回 CCMAS は、EWG（議長国：オランダ）を設置し、CXS 234 の見直し及び更新を続けることを合意した。EWG は、現在の CXS 234 に収載されている油脂の分析法について検討を行い、以下を含む変更案や要検討事項を CCMAS に提案している。

- ・ オリーブ油及びオリーブ粗油中の鉛の分析法（AOAC 994.02、ISO 12193、AOCS Ca 18c-91）や油脂中の不溶性不純物の重量分析法（ISO 663）等、CCMAS が策定した情報提供文書*にまとめられた規則を踏まえ、CXS 234 中記載の正確化・適正化を図る観点等からの修正（変更を採択することを提案）。
- ・ Type I 等の特定の分析法を変更することは、世界貿易に大きな影響を与える。そのため、それらの分析法がこれまでどのように活用されてきたのか認識し、分析法の変更が貿易障壁と思われるることを避けるため、物理的作業部会での追加検討を提案。
- ・ 油脂部会（CCFO）での検討が終了し次第、CCMAS に承認依頼がなされる予定のオリ

- 一ブ油及びオリーブ粗油規格 (CXS 33-1981) 中の新しい分析法については、CCFO から提出された後に CCMAS で検討することを提案。
- ・今回の EWG では点検されていない分析法について、点検、更新する必要があるかどうか決定することを提案。

*Comprehensive guidance for the process of submission, consideration and endorsement of methods for inclusion in CXS 243

(対処方針)

手続きマニュアルに従い、分析法が特定可能な明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるよう対処したい。

仮議題 4.3：穀類・豆類の分析法の点検・更新

(経緯)

第39回CCMAS は、CXS 234 に収載されている穀類及び豆類の分析法の点検と更新をアメリカ穀物科学者研究会 (AACCI) の協力の下進めることに合意した。

第40回CCMASでは、AACCI が提案した以下のグルテンフリー食品の分析法の見直し案について議論した。議論の結果、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格 (CXS 118-1979) が広範囲の食品をグルテンフリー表示の対象としていることを鑑み、CCNFSDU に検討を求めるに合意した。

第41回CCMASでは、CCNFSDU に検討を求めるにしたグルテンフリー食品の分析法以外の分析法について、穀物協会 (Cereals & Grains Association、AACCIから名称変更) 及びAOACインターナショナル、ISOが検討した結果について議論がなされる予定である。

(対処方針)

手続きマニュアルに従い、分析法が特定可能な明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるよう対処したい。

仮議題 5：測定の不確かさのガイドラインの改定（ステップ7）

(経緯)

第37回CCMAS における測定の不確かさの推定手順に関する事例集作成の議論を契機として、測定の不確かさのガイドライン (CXG 54-2004。以下、CXG 54。) の改定が提案された。

第39回CCMAS において、EWG (議長国：ドイツ) から改定案が提示され、以下の (i) ~ (iv) を考慮し、手続きマニュアル及び既存文書との整合性、内容の正確性、透明性を踏まえたガイドラインとして改定することが合意された。

- 測定結果を解釈するにあたり測定の不確かさを使用すること
- 測定の不確かさとサンプリングプランの関連性

- (iii) サブサンプリングを含む試験室でのサンプリングのみを取り扱うこと
- (iv) できるだけシンプルなガイドラインであること

本改定における主要な論点は、適合性評価における測定の不確かさの解釈に関する説明をどこまで記載するかという点である。第40回CCMASでは、測定の不確かさの幅の中に上限規格値が含まれる状況では、標準的な解釈として「不明確である」とする、科学的側面からは正確な表現を盛り込み、その解釈に基づく行動、すなわち適合性評価における判断は「貿易当事者間での事前合意に基づく」とする原案が、ステップ5に進められ、第42回総会で合意された。

第41回CCMASでは、ステップ6として、各国から提出されたコメントについて検討がなされる予定である。わが国からは、規格の引用間違いや、コーデックス規格間の定義の整合性等についてコメントを提出している。また、複数の国から、文言の微修正等のコメントが出されているところである。

(対処方針)

基本的な内容は既に合意されていることから、間違いや不整合が修正されれば、本次部会でステップ8で合意することが可能と考えており、引き続き、科学的に正確で、利用者が使いやすいガイドラインになるよう対処したい。

仮議題6. 情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン

第39回CCMASにおいて、CXG 54の改定と合わせ、事例についての情報提供文書があると理解に役立つとの議論があり、第40回CCMASにおいて、測定の不確かさの推定方法の事例について情報提供文書を作成することが合意されているが、内容についての議論はこれまでされていない。

第41回CCMASでは、ドイツが作成した原案について議論がなされる予定。

(対処方針)

情報提供文書はあくまで、ガイドライン本体の理解を深めるための参考情報を提供するものであり、科学的に正確かつ利用者にとって分かりやすいものとなるよう対処したい。

仮議題7. サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ4）

(経緯)

第34回魚類・水産製品部会（CCFFP）より、サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004、以下「CXG 50」という。）は難しすぎるとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインが要望されるとして始まった議論である。

CXG 50 は、サンプリングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドラインである。実際の利用者として想定される多くの加盟国政府職員や輸出入業者等には統計学の知識が十分でなく、CXG 50 を理解し利用することが困難であ

るため、「難し過ぎる」との意見が提出されたものと考えられる。

第39回CCMASで、コーデックス規格への適合性を評価する際に適切な統計学的サンプリングプランの選択に責任を持つ者を助けるため、CXG 50を改定することが合意されている。

第40回CCMASでは、サンプリングプランの検討において統計学的サンプリング理論における生産者危険と消費者危険のバランスをどこまで追及するか等の基本的事項について議論があり、統計学的根拠は重要であるが実行可能性も検討する必要があること、同値であることを確保するよりも公平性を確保する必要があること等の基礎的事項について合意された。また、補助文書（サンプリングプランアプリを含む電子ブック）の取扱について議論され、ガイドライン本体と切り離したものとすべき旨の見解が事務局から示されたが、CXG 50 の改定案と合わせて検討が必要とされた。このため、今後のCXG 50の具体的な改定の内容が重要となる。

第41回CCMASでは、2020年の回覧文書(CL 2020/27/OCS-MAS)に対して各国から提出された意見を踏まえ、EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国）により検討された原案について議論される予定である。

(対処方針)

現行のCXG 50は、多くの内容を含んでいることから、正確さを保ちつつガイドライン自体を単純化することは容易ではないと考えられる。可能な限り現行ガイドラインと整合をとりつつ、科学的に正確で、使用者にとって分かりやすいガイドラインとなるよう対処したい。なお、コーデックスガイドラインとしての新たな方法論・アプローチ自体を否定するものではないが、サンプルサイズやOC曲線の実際の検討について、ガイドライン本体から切り離されたe-bookに委ねられた場合、その計算の正しさの検証や、コーデックスガイドラインとしての適用範囲がどうなるのか、利用者にとって容易に使えるかどうか、等については慎重な検討が必要と考えられることから、引き続き、よく検討して対処したい。

仮議題8. 複数のTypeIII分析法からTypeII分析法の選択するための規準

(経緯)

第40回CCMASにおいて、CXS 234の点検及び更新をするにあたり、複数のType III分析法が存在する場合に、それらの中から唯一のType II分析法（Type IIとしては1つ分析法しか承認できない）を選定するための規準

を検討する必要が認識された。

第41回CCMASでは、分析法規格の入手が容易であることや、国際的に妥当性確認されている等、コーデックス分析法に求められる前提条件を満たした上で複数のType III分析法からType II分析法を選定する際の規準が議論される予定である。

EWGの議長国を務めたスイスが作成した討議文書には、Type II分析法の選定規準として、以下の点が挙げられている。

- ・対象とする品目そのもので妥当性確認されていること、

- ・より広範囲の品目で妥当性確認されていること、
- ・認証標準物質が妥当性確認に用いられていること。
- ・特異性がより高いこと
- ・精度がより良いこと
- ・使用する試薬等の安全性がより高いこと
- ・倫理的な問題がより低いこと（実験動物を用いない）
- ・経済的に低コストであること

(対処方針)

本作業のアウトプットは、CCMAS が実施する分析法の検討・承認の指針となるものであることから、ガイドラインとするよりも、手続きマニュアルに取り込んでいくことが適切である。概ね妥当な規準が検討されているが、品目部会の考えを検討する必要があると考えられること等を指摘しつつ、科学的に正確で分かりやすい規準となるように対応したい。

仮議題 9. 分析法に関する国際機関間会合の報告

CCMAS の直前に開催される標記会合の概要が紹介される。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 25 回食品輸出入検査・認証制度部会**

日時：2021 年 5 月 31 日（月）～6 月 8 日（火）
バーチャル会合形式にて実施

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	任意の第三者認証スキーム評価及び使用に関する原則及びガイドライン案（ステップ 7）
5	電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案（CXG38-2001 の改定）（ステップ 4）
6	システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案（ステップ 4）
7	同等性に係るガイドラインに関する統合原案（ステップ 4）
8	食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについての CCFICS の役割に関する討議文書
9	付属書 A (CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題) の見直し及び更新
10	その他の事項
11	次回の開催日及び開催地
12	報告書の採択

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 25 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題**

日時：2021 年 5 月 31 日（月）～6 月 8 日（火）
バーチャル会合形式にて実施

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

今回の部会で検討する議題の確認であり、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

関係する事項の報告がなされる予定のところ、適宜聴取したい。

仮議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

FAO、WHO から本部会に関係する報告がなされる予定である。聴取の上適宜対処したい。

仮議題 4 任意の第三者認証スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案（ステップ 7）

(経緯)

本作業は、輸出入国の食品管理システム (National Food Control System (NFCS)) に第三者認証プログラムの情報を取り入れる方法について、ガイドラインを作成しようとするもの。

前回第 24 回会合 (2018) において、修正したガイドライン原案をステップ 5 で総会に採択を諮ること（第 42 回総会 (2019) で採択）また、前回会合で提出された意見を踏まえて改定するため、電子的作業部会を設置し、次回第 25 回会合にて検討することが合意された。

今次会合では、電子的作業部会を経て作成された本ガイドライン案を基に検討を行う。

(概要)

第三者認証とは、国家または、国際的な規制要件を利用する規格を所有している、非政府組織の制度または任意の制度をいう。

本ガイドラインについては、第三者認証プログラムが義務付けられるものでも、政府の公的検査に代わることを目的としたものでもない。

目的：第三者認証プログラムの情報を NFCS に使用するための、ガイドラインを提供すること。

範囲：消費者の健康保護、食品貿易の公正な取引の保証に関する NFCS の目的と一致する、第三者認証プログラムの枠組み、管理及び構成に重点をおく。なお、規制当局によって管理されている公的な検査システム、証明システム、規制基準への適合性を証明する公的検査認証機関には適用されない。

概要：第三者認証プログラムの原則、関係者の役割及び責任、評価基準、第三者認証の

情報を使用するための規制当局のアプローチ等について示されている。

(対処方針)

第三者認証プログラムが管轄当局と同等のチェック機能を有しているか等に留意しつつ、慎重に対処したい。

仮議題 5 電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案 (CXG38-2001 の改定) (ステップ4)

(経緯)

本作業は、「一般な公的証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドライン」(CXG 38-2001) について、ペーパーレスでの使用を踏まえた内容に改定をしようとするもの。

前回第24回会合(2018)において、前回会合での討議及び会合前に提出された意見を踏まえて原案を改訂するため、ステップ2に戻し、電子的作業部会で再起草した後、ステップ3として回付し、次回第25回会合にて検討することが合意された。

今次会合では、電子的作業部会を経て作成された本ガイダンス原案を基に検討を行う。

(概要)

既存の「一般な公的証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドライン」(CXG 38-2001) に、電子証明書のペーパーレス使用に関する内容を追加する。追加に当たっては、一貫性と明確さを確保するため、内容の繰り返しを避け、コーデックス文書の体裁に沿って改訂する。

追加する主な内容：紙からペーパーレスへの移行、証明書の真正性の検証、データの保護、機密保持、輸出入時の不許可、荷の転送などの状況での取扱い、無効な証明書の取扱いなどについて、一般的な原則のみを記載し、過度の技術的な記載を避ける。世界税関機構（World Customs Organization: WCO）の既存のツール等も参考として付属文書に追記する。

(対処方針)

議論の内容に留意しつつ、慎重に対処したい。

仮議題 6 システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案 (ステップ4)

(経緯)

本作業は、輸出入時の監視の不必要的重複を減少させると同時に、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の保証に効果的な手段として、輸出国と輸入国のNFCSの同等性の適切な利用を支援するためのガイドラインを作成しようとするもの。

前回第24回会合(2018)において、前回会合での討議及び会合前に提出された意見を踏まえて原案を改訂するため、ステップ2に戻し、電子的作業部会で再起草した後、ステップ3として回付し、次回第25回会合にて検討することが合意された。

今次会合では、電子的作業部会を経て作成された本ガイドライン原案を基に検討を行う。

(概要)

システムの同等性とは、輸出入国の NFCS が、食品安全を含むコントロールに関する措置が異なっている場合でも、同レベルの保護水準を達成する制度を有することが証明された場合には、同等の措置として認める概念。

目的：システム同等性の検討、評価、承認、維持の過程に関して、実用的なガイダンスを提供すること。

範囲：消費者の健康保護若しくは食品貿易の公正な取引の保証、あるいはその両方に関係し、食品の貿易及び貿易条件に関する NFCS の全部若しくは一部の同等性の承認を含む要請。

概要：システム同等性を検討するに当たっての原則及び評価する際の手順について示されている。

NFCS の同等性の承認及び維持に関するフローチャート案：

ステップ 1：評価開始前の協議及び評価開始の決定（両国）

ステップ 2：輸入国の NFCS と関連する目的の説明（輸入国）

ステップ 3：比較のための決定基準の文書化（輸入国）

　　決定基準の協議（輸出国）

ステップ 4：輸入国の目的と決定基準に沿った同等性事例の作成と提示（輸出国）

ステップ 5：同等性評価と必要に応じた説明又は詳細情報の要求（輸入国）

　　輸入国への要求への対応（輸出国）

ステップ 6：最終決定前の協議（輸出国）

　　同等性の決定（輸入国）

ステップ 7：NFCS が同等であることの承認の文書化と維持（両国）

(対処方針)

我が国への影響に留意し、輸入国及び輸出国にとって必要以上に過度な要求とならないよう、対処したい。

仮議題 7 同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）

(経緯)

本作業は、仮議題 6 を含む同等性に関する CCFICS の文書について統合することを提案するもの。

仮議題 6 のガイドライン原案には、既存のコーデックスガイドラインと重複する概念が含まれているため、特定の状況ごとにどの文書を適用するかの判断に混乱を招くおそれがあるとし、既存のガイドラインと統合し、理由付け及び更新することが提案された。前回第 24 回会合（2018）において提案文書を確認し、第 42 回総会（2019）において、新規作業として採択された。

(概要)

統合文書の構成案及び目次案を作成した上で、同等性に関する既存のコーデックスガイ

ドライイン（※）の内、どのセクションまたはパラグラフを含むべきか、更新すべきか、また今後の対応及び理由について整理を行い、段階的なアプローチで統合文書を作成する。

※CXG 34-1995 : Guidelines for the Development of Equivalence Agreements Regarding Food Import and Export Inspection and Certification Systems
CXG 53-2003 : Guidelines on the Judgement of Equivalence of Sanitary Measures associated with Food Inspection and Certification Systems
CXG 26-1997 : Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems
CXG 82-2013 : Guidelines for National Food Control Systems
CXG 47-2003 : Guidelines for Food Import Control Systems
CXG 89-2016 : Principles and Guidelines for the Exchange of Information between Importing and Exporting Countries to Support the Trade in Food

(対処方針)

提案文書に示された提案を支持する方向で対処したい。

仮議題 8 食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについてのCCFICS の役割に関する討議文書

(経緯)

本作業は、食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装に対処することに関連する CCFICS の役割を整理しようとするもの。

前回第 24 回会合（2018）において、電子的作業部会を設置することが合意され、今次会合では、電子的作業部会を経て作成された本討議文書を基に検討を行う。

(概要)

食品偽装の問題に取り組む際に、CCFICS が果たすべき役割について検討する。関連するコーデックス文書が CCFICS やその他の部会で存在していることにも留意して、他の部会の所掌や重複作業を避けるために CCFICS 内外の関連する既存のコーデックス文書を包括的に分析する。

(対処方針)

各国の意見を十分に聴取し、慎重に対処したい。

仮議題 9 付属書 A (CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題) の見直し及び更新

(対処方針)

未だ会議文書が示されていないため、提示後検討の上、適宜対処したい。

仮議題 10 その他の事項

適宜対処したい。

仮議題 11 次回の開催日及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 32 回一般原則部会

日時：2021 年 2 月 8 日（月）、9 日（火）、11 日（木）、12 日（金）、
15 日（月）、17 日（水）
バーチャル会合形式にて実施

議題

1	議題の採択
2	本部会への付託事項
3	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
4	電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committees working by correspondence、CWBC）の手続きガイダンス
5	コーデックス文書の改定（revisions）／修正（amendments）
6	コーデックス手続きマニュアルの様式及び構成
7	コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書
8	持続可能な開発目標（SDGs）の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

**FAO / WHO 合同食品規格計画
第 32 回一般原則部会 (CCGP) 報告書**

1. 日時

2021 年 2 月 8 日 (月)、9 日 (火)、11 日 (木)、12 日 (金)、15 日 (月)、17 日 (水)
全日一日 3 時間 (日本時間 20 時~23 時)、ウェブ形式 (Zoom) にて実施

2. 参加 (登録) 国及び国際機関

94 加盟国、1 加盟機関 (EU)、24 オブザーバー機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省	消費・安全局農産安全管理課	農薬対策室長	小林 秀誉
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準室長	石橋 朋子
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	係員	寺澤 百花
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与	三浦 公嗣
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長	扇屋 りん
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長補佐	今井 美津子

4. 結果概要**議題 1. 議題の採択**

今次会合の議題は仮議題のとおり採択された。

議題 2. 本部会への付託事項

コーデックス事務局より、前回会合 (第 31 回会合 (2019 年 3 月)) 以降に行われた総会及び各部会における CCGP に関する事項について報告された。

各国からの発言の主な内容は下記のとおり。

- ◆ 第 80 回執行委員会 (2021 年 1 月) のとりまとめた、執行委員会小委員会 (コーデックスとパンデミック - 戦略的課題と機会) の報告に関する提言 :
 - ・ バーチャル形式の会議開催は、明らかに手続き上の問題を提起する。第 80 回執行委員会が現時点での手続きの変更には取組まないと提言したことに留意しているが、将来、手続きの変更や補足の可能性について注意深くかつ容易に評価ができるよ

う、既に行われ、また今後行われるバーチャル会合の全ての手順と実用的な特殊性の記録を残すことは重要。(ポルトガル(EU 加盟国(以下、EUMS)を代表して発言))

- ・ 第43回総会において、手続きに関する作業は現時点では不要との結論が出されており、また投票と選挙についてはFAO・WHOの法律部門と相談を続けることになっている。本件は引き続き総会によって扱われる事項との認識。(米国。日本は米国の発言を支持し、総会による決定を支持する旨発言)

◆ 執行委員会小委員会(科学の役割に関する原則文¹(以下、原則文)の適用)の再開(第80回執行委員会の決定事項) :

- ・ コーデックス事務局がFAO及びWHOと準備する文書案において、コンセンサスに達することが困難な場合に議長が利用可能な全てのオプションが含まれることが極めて重要。このオプションは第77回執行委員会(2019年7月)にコーデックス事務局が提示した作業文書²でよく説明されている。第80回執行委員会で合意したように、文書の作成にあたり、全てのコーデックスメンバーの貢献を確保することが重要。(ポルトガル(EUMS))
- ・ 重要な事項の議論を進めるために、部会議長だけではなくコーデックスメンバーもオプションを認識することは重要。コーデックス事務局とFAO及びWHOが文書案を作成する際、執行委員会メンバーの見解だけではなく、より多くのコーデックスメンバーの見解も考慮してほしい。第31回ヨーロッパ地域調整部会(CCEURO)(2019年10月)のマージンでは、本件に関する非公式会合を開催し、合意内容をCRD9(議場配布文書)としてまとめた。また、第77回執行委員会(2019年7月)にコーデックス事務局が提示した作業文書はこの議論のすばらしい開始点であり、更なる議論のためのリファレンスになる。より多くのコーデックスメンバーの関与を確保するため、第42回総会(2019年7月)の決定事項(文書案に対するコメント依頼文書の回付)を支持。またバーチャルオプションの活用も重要。(ノルウェー)
- ・ 原則文の適用に関するガイダンス文書の作成は、総会から執行委員会への付託事項。我々は第80回執行委員会で小委員会の作業のTORが再確認されたことを喜んでいる。作業を支持するとともに、コーデックス事務局が、より多くのコーデックスメンバーの関与にコミットすることを歓迎。(米国)

◆ 執行委員会小委員会(コーデックス戦略計画2020-2025)の再開(第80回執行委員会の決定事項) : 新しいTORに基づき本小委員会が再開されたことを歓迎する意見が出された(ポルトガル(EUMS)、米国)。また、ポルトガル(EUMS)より、特に、2030年持続可能な開発アジェンダと国連食料システムサミット(UNFSS)の観点で、コーデックスの作業が十分に認識されるための努力を確保することを全面的に支持する旨発言があつた。

¹ Statements of Principle Concerning the Role of Science in the Codex Decision-Making Process and the Extent to which Other Factors are Taken into Account; Codex Procedural Manual, 26th edition, pp 250-251.
(コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文)

² CX/EXEC 19/77/10 History and Implications of the Fourth Paragraph of the Statements of Principle

- ◆ その他：ポルトガル（EUMS）より、第80回執行委員会で議論された執行委員会のウェブキャスト配信について、コーデックスコアバリューである包摂性と透明性に一致した、とても重要でタイムリーな提案であり、第44回総会で本件を議論することを強く歓迎する旨発言があった。

議題3. CCGPの作業に関連するFAO及びWHOの活動に関する情報

FAO及びWHOより、最近行ったCCGPに関連する活動について情報提供された。

FAOからは、WHOとともに取組んでいる活動として、COVID-19への対応、UNFSSの取組（FAOはアクショントラック1³のanchor organization）、コーデックス信託基金の活動報告（WHO担当者から申請状況等について直接説明）について、またFAO単独の活動として、科学的助言プログラムの活動の継続、AMRに関する新しいアクションプラン、FAO食品安全戦略、FAOの組織再編、コメ中のコーデックス残留農薬基準値（MRLs）の国際的なハーモナイゼーションに関する出版物について紹介された。

WHOからは、WHOの組織再編（食品安全部門と栄養部門の統合）、科学的助言プログラムの活動の継続、0～36か月の栄養所要量の更新作業、健康な食事の促進に関するガイダンス作成作業（トランス脂肪酸、飽和脂肪酸、甘味料、低ナトリウム代替物等）、食品環境に関するPolicy Actionの開発（清涼飲料水の課税、子供へのマーケティングの制限等を含む）、UNFSSの取組（WHOはアクショントラック2⁴のanchor organization、健康に関する食料システムの健康へのインパクトに関する文書を作成中）、WHO食品安全グローバル戦略の更新のための食品安全テクニカルアドバイザリー会合の開催等について紹介された。

各国からの発言の主な内容は下記のとおり。

- ・ 日本からは、COVID-19による困難な状況下で、FAO及びWHOがバーチャルで科学的助言プログラムを継続していることに感謝の意を表明するとともに、専門家はかなり困難な状況下で作業に従事していることは認識しているが、科学的助言はコーデックスの作業の鍵となるものであり、今後もできる限り継続してほしい旨発言。多くの国が、日本と同様に、科学的助言プログラムの継続に対する感謝と称賛の意を表明した。米国、ポルトガル（EUMS）からは、科学的助言への資金の確保の重要性についても指摘があった。FAOより、科学的助言プログラムの専門家は、あらゆるタイムゾーンから参加するため、深夜や早朝に作業に従事したり、日中は別の業務を行う者もいる等、極めて大変な状況にあることを各国においても認識し、彼らを支援してほしい旨要請があった。
- ・ UNFSSについて、多くの国がFAO及びWHOの取組を支持。また、コーデックス戦略計画に関する執行委員会小委員会のTORに、コーデックスがUNFSS等の国際的なイニシアティブにどのように貢献することができるかを検討することになっている点にも言及があった。今次会合の結論には、FAO及びWHOに対し、UNFSSの成功に向けた準備作業と技術的インプットの継続、並びにFAO及びWHOの取組（アクショントラック1及び

³ Action Track 1: Ensuring access to safe and nutritious food for all

⁴ Action Track 2: Shift to sustainable consumption patterns

- 2)へのコーデックスの関与を促す旨盛り込まれた。
- FAO のコメ中の農薬 MRLs の調査について、多くの国が感謝の意を表明。ポルトガル (EUMS)、EU、ノルウェー、タイから、コーデックス戦略計画にも関連する内容であり、また本会合の議題7 (コーデックス規格の使用の監視)へのインプットになる等の発言があった。

議題4. 電子的なコミュニケーションのみによる部会⁵ (Committee working by correspondence、CWBC) の手続きガイダンス

(概要)

◆ 冒頭説明及び本作業に関する意見交換

今回会合では、ニュージーランド (NZ) を議長、米国、ドイツ、日本を共同議長とする電子作業部会 (EWG)においてとりまとめられた「CWBCの規準及び手続きガイドライン案」に沿って議論が行われる予定だった。しかしながら、会合に先立ち、EWGのガイドライン案に多くの国・オブザーバーからコメントが提出されたことを踏まえ、NZはガイドライン案を修正し、CRD4として会合直前に回付した。

議論の冒頭、NZより、本作業の経緯、EWGがとりまとめた作業結果、COVID-19パンデミックが作業に及ぼした影響、並びにCRD4の作成背景について説明があった。NZの説明の中で、COVID-19パンデミックにより、EWGが作成するガイドライン案においてバーチャル会合をどのように取り扱うかという議論も浮上したが、この時点は第80回執行委員会や第43回総会の開催前であった、現時点では執行委員会と総会の結論に留意する必要がある旨言及があった。

議長の提案により、CRD4を議論の基礎とするかどうかも含め、まずは本作業に関する意見交換が行われることになった。

各国からの発言の主な内容は下記のとおり。

- 多くの国から、EWGの議長であるNZ、共同議長である米国、ドイツ、日本に対し、感謝の意が表明された。
- CRD4を議論の基礎とすることを多くの国が支持。
- 日本を含め多くの国が、CWBCはコーデックスのバーチャル会合とは概念的に異なる、作成するガイドラインはバーチャル会合を対象とするものではなく、元の委任事項の範囲内でCWBCのガイドラインを作成すべき旨発言。
- CWBCにおいて議論がまとまらない場合等にバーチャル会合を開催する選択肢がとれるようすべきとの意見も出された。
- CWBCは規則というよりもむしろ例外である点を強調する意見も出された。

⁵ コーデックスでは、主に休会中の個別食品の部会を再開し、少数の規格の策定作業を進めるような場合に、物理的な会合を開催せず電子メールやオンラインプラットフォームを活用して協議を行う作業形式を総会において承認することがあり、このような部会を「電子的なコミュニケーションのみによる部会 (Committee working by correspondence、CWBC)」と呼んでいる。

議論の結果、CRD4 を議論の基礎とすることとし、セクション毎に議論を進めることになった。また下記に合意した。

- ・ ガイドライン全体を通して、バーチャル会合の使用に関する箇所は削除する。
- ・ 手続きマニュアル中の文言をそのまま引用したり、言い換えたりしている箇所は、手続きマニュアルの関連箇所への参照に修正する。
- ・ CWBC に関する概念的な文章は削除し、内容は CWBC のガイダンスに絞る。

◆ セクション毎の議論（番号は最終的なガイドライン案のセクション番号）

1. 導入

- ・ 「導入」のセクションを設けることになった。
- ・ WBC 及び CWBC の定義が必要との意見が出されたことを受けて、定義が盛り込まれた。WBC の定義は、将来バーチャル会合がコーデックスにおいて通常の会合形式となる可能性に備え、「physical」や「virtual」のどちらの意味も含む「the simultaneous presence」を使用し、「a working modality……which will not hold sessions that require the simultaneous presence of all those attending it」となった。（後述の「9. 規格・関連文書のステッププロセスの前進」の議論とも関連）
- ・ コーデックスの基本的価値観（「協力」、「包摂性」、「コンセンサス形成」、「透明性」）の尊重・遵守の必要性についてはそのまま記載されることになった。

2. WBC で行う作業に関する決定

- ・ セクション名は「WBC で行う作業の選択と任務に関する規準」から「WBC で行う作業に関する決定」に変更された。
- ・ CRD4 にあった「CWBC に関する意思決定に関する状況」のセクションは、「CWBC は規則というよりもむしろ例外」等、CWBC に関するガイダンスに関連しない概念的な内容を含むため削除し、ガイダンスに関する内容の要素は「WBC で行う作業に関する決定」に含められた。
- ・ 執行委員会及び総会において、新規作業が CWBC によって行われるかどうかを検討するための具体的な規準と参考文書（プロジェクトドキュメント、部会の報告書等）が明記された。

3. 参加資格と資格情報の検証

- ・ 大幅な変更なく合意された。（コーデックス手続きルールの規定が CWBC にも適用される旨記載。）

4. 会合

- ・ CWBC が作業を行う期間は、「作業を承認した総会から CWBC が報告を行う総会までの間」であることが明記された。

5. 言語

- セクション名は「包摂性 (inclusiveness)、参加及び言語」から「言語」のみに変更された。
- 作業言語数は、具体的に記述するのではなく、手続きマニュアルの関連箇所の参照に修正された。

6. 定足数の決定 (CWBC での意思決定前)

- 「定足数を満たさない場合、CWBC はいかなる決定も総会への提言も行えない」との規定について、CWBC への参加は渡航等の制約もなく自国で対応できるものであるが、そのような状況でも定足数を満たさない関心の低い作業を継続すべきではない、数か国での意見が部会の決定事項となるのは避けるべき等、この規定は必要との意見が出された（日本は必要との立場を発言）。一方、このような規定が設けられた場合、総会で承認された作業であるにも関わらず、作業の進行を妨害する手段にもなりかねない、これまでの CWBC でも定足数を満たしていない等の慎重な意見も出された。コーデックス事務局長より、総会では定足数を満たさなければ採択はできないが、通常の部会は最終決定の場ではないため、このような厳格な規定は適用されておらず、非常に厳しすぎる内容であるとの見解が示された。また手続きマニュアルに定足数の規準は記載されているので、このセクションごと削除してはどうかとの提案も出された。しかしながら、多くの国が定足数の重要性について発言したため、このセクションは残すことになり、議論の結果、「定足数を満たさない場合、更なるガイダンスを求めるため総会に報告しなければならない」に修正された。
- 定足数の規準について、文章で具体的に記述するのではなく、手続きマニュアルの関連箇所の参照に修正された。
- 定足数の確認方法について、部会への「出席」は、CWBC への「登録」に読み替えることが明記された。

7. CWBC の議長とコーデックス事務局の役割

- 「議長の役割」について、CRD4 では EWG が作成したガイドライン案に含まれていた議長の役割が全て削除されていたが、日本、米国、ロシアは、コミュニケーションや部会の報告書の作成は議長の重要な役割であり、リマインダーとして含めるべきと要請し、残すことになった。
- 「コーデックス事務局の役割」は、変更なく合意された。
- 「コンセンサス」について、議長の行うコンセンサス形成の促進のための努力として、インドの提案により、「バーチャル会合を活用した非公式会合」が含まれることになった。
- 「サイレンスの解釈」は、変更なく合意された。

8. 規格・関連文書のステッププロセスの前進

- 「CWBC が作業を進めることができない場合に議長が提案できる選択肢」について、議長の提案としてではなく、CWBC として行うべき選択肢との意見が出され、「CWBC が作業を進めることができない場合の選択肢」に修正された。但し、米国の要請により、

作成されるガイドラインは、CWBC の議長が作業を実施する際に利用可能な選択肢を制限するものではなく、他の部会の議長と異なる旨、レポートに明記されることになった。

- 選択肢に、「物理的な会合の開催」の他、「バーチャル会合の開催」が含まれている点について、支持する意見が多く出されたが、日本、ブラジル、カメルーンは、現在のところ、部会のバーチャル会合は、総会が 2021 年に開催予定の部会に例外的に認めているものであり、選択肢に含めることは時期尚早と指摘。様々な修正案が検討されたが、最終的に、「導入」のセクションに含めることになった WBC 及び CWBC の定義を引用し、「physical」や「virtual」は使用せず、「a session that requires the simultaneous presence of all those attending it」と記載されることになった。
- その他の選択肢についても様々な意見が出されたが、最終的に、記載されている選択肢の例に限定されないことを示す文言 (, but not limited to,) が追記された。
- 投票の取扱い（決定を投票に頼るべきではない）は、変更なく合意された。

9. 総会への報告

- バーチャル会合の開催に関する文言が削除され、その他は変更なく合意された。

◆ ガイドラインの取扱いに関する議論

米国は、ガイドラインを議長ハンドブックに含めることを提案したが、日本を含め多くの国から、この作業は手続きに関する議論であること、また全てのコーデックスメンバーに関わる内容であることから、手続きマニュアルに含めるべきとする意見が出された。議論の結果、手続きマニュアルに含めることが最適であること、また議長ハンドブックには関連する要素を含めることは可能となった。ガイドラインは手続きマニュアルの 3 章（部会のためのガイドライン）への掲載を求める意見が出された。

（結論）

第 32 回 CCGP は、第 44 回総会に、CWBC 手続きガイドライン案の採択、及び手続きマニュアルの、できれば 3 章への掲載について諮詢することに合意した。ガイドライン案はコーデックス事務局により参考文献等や使用されている語句等の最終確認が行われた後、総会に提出される。

議題 5. コーデックス文書の改定 (revisions) / 修正 (amendments)

（概要）

コーデックス事務局長より、作業文書の内容について下記の通り説明があった。

- 作業文書の内容は、コーデックス文書の改定 (revision)、修辞上あるいは実質的な修正 (editorial and substantive amendments)、及び訂正 (correction) に関する手続きに関し、長年にわたるフラストレーションからくるもの。これらの用語を適切に定義することにより、手続きマニュアル中の「コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続き指針」（以下、ガイド）を改良できるだろう。関連するワークフ

ローと責任の明確化と合理化が可能となる。

- 変更箇所を追跡するための包括的なバージョン番号とバージョン履歴は、コーデックスメンバーとコーデックス事務局の双方に役立つ。改定の歴史をより簡単に追跡する方法であり、規格がどのように時間をかけて開発されたかを知ることが可能。
- 休会または廃止された部会の書面による手続きに関し、この手続きはまだ広く使用されていないため、現時点では提案は行っていない。何らかの変更を提案する前により経験を積むべきだろう。
- 議長に、作業文書全体に関する意見交換を行うことを提案したい。各国からこの作業を進めることに関心が示されれば、より詳細な文書を次の総会に提出したい。文書では、事例を入れたり、どのように手続きを変更するかなども含めたい。

その後行われた意見交換では、作業文書の内容を概ね支持するとともに、より具体的な事例を含めた詳細な文書の作成を事務局に求める意見が出された。

その他、各国からの発言の主な内容は下記のとおり。

- 総会の常設議題である「手続きマニュアルの修正」において議論することを提案。(ポルトガル (EUMS))
- 訂正は修正に含まれるのではないか。両者の明確な区別が必要。(複数の国が指摘。コーデックス事務局長より、訂正の解釈は難しく、訂正と思う人もいればいない人もおり、さらに検討が必要な事項との回答があった。)
- ウェブサイトに変更履歴を含む文書を掲載するのか。混乱が生じることを懸念。通常、規格のユーザーは、古い規格ではなくアップデートされた最新の規格に关心を持つと考える。(日本からの質問。コーデックス事務局長より、変更履歴を含む文書の掲載は考えていない、混乱の元になるとの認識は日本に同意との回答があった。)
- GSCTFF (食品及び飼料中に含まれる汚染物質及び毒素に関する一般規格) や食品添加物に関する一般規格 (GSFA) のような数値基準をまとめた規格について、どのようにバージョン履歴が適用されるのか。(日本からの発言。コーデックス事務局長より、数値基準をまとめた規格の取扱いについてはまだ検討していなかった。よい提案であり、今後考慮したい旨回答があった。)
- 実質的な修正は、修正の必要性を説明する文書を作成し、各部会を通じて提案される必要がある。
- 休会、廃止あるいは解散した部会のための書面手続きに関する更なる議論は、他の部会において関連する基準策定への取組から得られた経験が役立つ。
- 事務局の提案が手続きマニュアルに大幅な変更を加えないものなら有益で価値のあるもの。まず総会に提示して CCGP に付託されてから内容をよく精査したい。(米国、カナダ。コーデックス事務局長からは、手続きマニュアルの軽微な修正は悪い副作用はないとの発言があった。)

(結論)

第 32 回 CCGP は、コーデックス事務局が、今回会合で出されたコメントを考慮して、ガイドの修正およびバージョン番号と履歴に関する文書を用意し、CCGP への付託の可能性に

について検討するため、第 44 回総会に提出することに合意した。

議題 6. コーデックス手続きマニュアルの様式及び構成

(概要)

コーデックス事務局より、デジタル版の手続きマニュアルの導入の目的について下記の通り説明があった。

- ・ ユーザーがコンテンツ検索をしやすくすることが目的。
- ・ 過去にもコーデックスコンタクトポイント (CCP) のリスト等、手続きマニュアルの一部のコンテンツをコーデックスウェブサイトに移行した。手続きマニュアルの 5 章 (コーデックスの各部会の TOR やホスト国情報) 及び 6 章 (コーデックスメンバー一覧、加盟年、所属地域の情報) を同様に移行することが可能と考える。
- ・ 印刷可能な PDF 版は引き続き残す。
- ・ 手続きマニュアルには、文書中に整合のとれていない箇所があり、また明確さや読みやすさの改善も必要であると考えている。第 44 回総会に、手続きマニュアルの変更が必要かどうか分析した文書を提示する予定。総会において、そのうちどの部分を CCGP に付託するか決定することになる。

各国からの発言の主な内容は下記のとおり。

- ・ ユーザーフレンドリーなデジタル版の提案を歓迎。5 章及び 6 章をウェブサイトに移行する場合、手続きマニュアルにこれらの章へのリンクを含める必要。
- ・ デジタル版の作成を進めるにあたり、付随するガイドラインとチュートリアルの開発にはコーデックスメンバーを関与させるべき。デジタル版の公表前に注意深い検討が必要。
- ・ 手続きマニュアル全体の PDF 版は引き続き必要。(特にラテンアメリカのメンバーが要請。これに対し、コーデックス事務局より、PDF 版は、現在の 5 章、6 章を含めて引き続き利用可能である旨言及された。)
- ・ クリティカルレビューの実施規準や情報文書の使用のような、現行の手続きマニュアルに公式には含まれていないものの、総会によって承認された全ての関連するガイドライン、文書、及び決定を含めるべき。(ポルトガル (EUMS))

(結論)

第 32 回 CCGP は、コーデックス事務局が、手続きマニュアルのデジタル版の開発を進めることに合意した。デジタル版をオンラインで掲載する前に、コーデックスメンバーによるテストとレビューが行われることとなった。

議題 7. コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書

(概要)

フランスより、討議文書の内容について、下記の通り説明があった。

- ・前回部会の議論を踏まえ、作業文書を用意した。
- ・地域調整部会（RCC）の「コーデックス規格の使用」の議題において、各国から規格の使用の調査に高い関心は示されているものの、調査頻度の増加は負担となるため望ましくないとの意見が出されている点は考慮した。RCCの調査を補完するものになる。
- ・国際標準化機構（ISO）、国際獣疫事務局（OIE）、国際植物防疫条約（IPPC）等他の国際基準設定機関により行われている規格の使用の監視メカニズムや、経済協力開発機構（OECD）による取組等の優良事例を参考に、コーデックス規格の使用の監視を改善するための一連の推奨事項を用意した。
- ・コーデックスには規格の使用の監視のための構造的なアプローチがない。規格の使用に関するより多くの情報を正確に把握することにより、最も有用な規格の特定、使用されていない規格の廃止の検討、各国において規格を適用する時に直面する課題への理解が可能となる。最終的にコーデックス全体の有効性の改善につながる。

他の国際基準策定機関による規格の使用の監視に関する取組として、OIEより、OIE基準の実施に関する監視について紹介された（2018年5月のOIE総会において、監視の設置を提言する決議文書を採択。2018年7月より、OECDと共に、監視の実施デザインの検討開始。2000年から2021年は試行期間。2022年から2025年は実施期間。実施レビュー一年次報告書と優先分野毎の分析結果を公表予定）。

また、ISOからは、ISO規格策定後5年毎に「システムティックレビュープロセス」と呼ばれる調査を行い、各国でその規格が国内規格として使用されているかどうか、改定・廃止を検討すべきかどうか等を注意深くモニターしている旨紹介された。

その後行われた意見交換では、多くのヨーロッパの国々が作業文書の内容を支持したが、日本、米国、ラテンアメリカ、アジアの国々はコーデックス規格の使用の監視は重要なトピックであることには同意しつつも作業文書の内容を進めることには懸念を表明した。

各国からの発言の主な内容は下記のとおり。

- ・コーデックス戦略計画2020-2025の目標3「コーデックス規格の認識と使用を通じて影響を増大させる」とも関連する内容。執行委員会小委員会は戦略計画のモニターに適するアプローチを検討し、執行委員会への報告を行う。今回会合の議論の内容を執行委員会小委員会に共有するのが望ましい。
- ・まず規格の「使用」について、より適切に定義する必要。（日本その他、複数の国が指摘。）
- ・作業文書で提言されている事項を実施するには多くのリソースが必要。（日本その他、複数の国が指摘。）
- ・RCCの調査を通して、各国が規格の使用に関する情報を提供するのは課題があることがわかっている。各国が限られたキャパシティにおいて、どのように作業に関与するのか明確にする必要。
- ・各国の意思決定者と規制当局がコーデックス規格を採用する利点について認識が欠けていることがある。コーデックス規格が十分に採用されていない理由をより詳細に調査する必要。

- WTO・SPS 委員会、OIE、ISO 等、他の組織によって既に実行されている国際規格の使用の監視に関する作業を考慮し、作業の重複を避けるべき。経験から学ぶことも重要。
- WTO・SPS 委員会及び TBT 委員会の有するコーデックス規格の使用に関する既存データを検討し、主要なギャップを特定する必要。
- コーデックス規格の使用を監視する取組の一環として、FAO のコメ中の農薬 MRLs の調査のようなケーススタディをさらに行うことは可能。

本作業を CCGP で進めるのが適当かどうかについて、日本、米国、ブラジル等複数の国が本作業は CCGP のマンデート外、戦略計画 2020–2025 の検討の際、総会からは CCGP に作業は付託されていない等発言。一方、ヨーロッパの国々を中心に、CCGP のマンデートには総会によって付託される一般的な事項の検討を含むので新しい作業は可能、また、これによって基準の使用の現状調査への広範な参加が見込まれる等との意見も出された。

(結論)

第 32 回 CCGP は、今回会合の検討内容をコーデックス戦略計画に関する執行委員会小委員会及び総会に送り、更なるガイダンスを求めるに合意した。

議題 8. 持続可能な開発目標（SDGs）の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書

(概要)

フランスより、討議文書の内容について、コーデックス戦略計画 2020–2025 には「SDGs へのコーデックスの貢献」について記載はあるが、コーデックスが具体的にどのように SDGs に貢献しているかを目に見える形で示す必要がある等の説明があった。

またフランスの説明において言及のあったコーデックスの最近の出版物である「コーデックスと SDGs」について、コーデックス事務局より、各国のコーデックスへの参加とコーデックス規格の使用が SDGs を達成するための努力にどのように貢献しているかをケーススタディにより示している等紹介があった。

コーデックス事務局長より、コーデックス事務局は 2018 年以降毎年、FAO を通じて、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF）⁶にコーデックスの活動を報告している、またこれは、コーデックスにおける規格策定作業と政府間組織として国際的に果たす役割を広く紹介する機会になっているとの発言があった。

ISO より、それぞれの ISO 規格がどの SDGs の達成に関連しているか、また逆に各 SDGs の達成にどの ISO 規格が関連しているかについて、ウェブサイトで両方確認することができるようになっていることが紹介された。

その後行われた意見交換では、2030 アジェンダと SDGs の重要性については同意があつたが、下記の意見が出された。

- 総会で既に議論してきた。

⁶ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダと SDGs のフォローアップとレビューの中心的なプラットフォーム

- ・ コーデックス戦略計画に関する執行委員会小委員会は、コーデックスが 2030 アジェンダ等の国際的なイニシアティブにどのように貢献することができるかを検討することになっている。
- ・ 総会から付託されておらず、また CCGP のマンデート外。
- ・ コーデックス事務局から情報共有された HLPF への年次報告と最近の出版物「コーデックスと SDGs」は、第 74 回執行委員会（2017 年 9 月）からコーデックス事務局への提言内容に答えており、これらは各国においてコーデックスの価値を説明する上でも有益であると理解。各 RCC で議論された「コミュニケーション作業計画」において、各国はコーデックスに関連する活動の事例をコーデックス事務局に提供するよう奨励されており、コーデックス規格の SDGs への貢献に関する更なるケーススタディとして、コーデックス事務局の前述の取組を補完するものと思われる。

(結論)

第 32 回 CCGP は、今回会合の議論の結果をコーデックス戦略計画に関する執行委員会小委員会及び総会に送り、検討を求めることに合意した。

議題 9. その他の事項

スイス（前コーデックス総会議長）より、2023 年はコーデックス 60 周年にあたり、各国、地域、国際レベルで、コーデックス規格の重要性の認識を高め、コーデックスの活動を強調する機会になると考えており、コーデックス 60 周年記念に関する討議文書の準備を進めている、第 81 回執行委員会及び第 44 回総会に提出、さらに CCGP の次回会合で進捗状況を共有するとの発言があった。

議題 10. 次回会合の日程及び開催地

議長より 2022 年下期にフランスにおいて開催を検討しているとの情報が共有された。

一般原則部会（CCGP）の作業と今後のアクション

事項（今後のアクション）	対応者
<p>CWBC の規準及び手続きガイドライン案：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会に採択、及び手続きマニュアルの、できれば 3 章への掲載について諮る。 ・ ガイドライン案は、コーデックス事務局により参考文献等や使用されている語句等の最終確認が行われた後、総会に提出される。 	コーデックス事務局 第 44 回総会
<p>コーデックス文書の改定／修正：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーデックス事務局は、今回会合で出されたコメントを考慮して、ガイドの修正およびバージョン番号と履歴に関する文書を用意し、CCGP への付託の可能性について検討するため、第 44 回総会に提出する。 	コーデックス事務局 第 44 回総会
<p>コーデックス手続きマニュアルの様式及び構成：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーデックス事務局は、手続きマニュアルのデジタル版の開発を進める。 ・ デジタル版の開発を進める前に、コーデックスメンバーによるテストレビューが行われる。 	コーデックス事務局
<p>コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回会合の検討内容をコーデックス戦略計画に関する執行委員会小委員会及び総会に送り、更なるガイダンスを求める。 	コーデックス事務局 第 81 回執行委員会 第 44 回総会
<p>SDGs の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回会合の議論の結果をコーデックス戦略計画に関する執行委員会小委員会及び総会に送り、検討を求める。 	コーデックス事務局 第 81 回執行委員会 第 44 回総会